

令和6年1月31日招集

1月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和5年度1月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年1月31日(水) 午後2時30分から午後3時19分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (30人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	
	8番 平野榮治	
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明		3番 鈴木健二
	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (6名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第55号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第56号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第57号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第58号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第59号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

議案第60号 新潟市農地利用最適化推進委員の辞任について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦
南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度1月定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、訂正があります。</p> <p>本日2つ、正誤表を配布させていただきました。</p> <p>一つ目は、議案第59号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>記載に誤りがありましたので、正誤表のとおり、訂正させていただきます。</p> <p>二つ目は、別冊1の60ページ、利用権設定の更新、秋35号について、契約しない筆が一筆含まれていたため、当該案件を正誤表のとおり修正します。</p> <p>それに伴う地区別実績表の差し替え用の資料も机上に配布させていただきましたので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。</p> <p>本日ですが、6番 山岸信一委員、7番 成田誠一委員、9番 阿部信行委員、15番 平原大悟委員が欠席でありますので、ご報告いたします。出席委員は24名中20名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長に議事参与制限がありますので、同会議規則第6条の規定により、会長に代わり、本間会長職務代理者に議長を務めていただくこととします。</p> <p>なお、令和6年最初の定例総会でございますので、会長より一言、ご挨拶をいただきたいと思っております。</p> <p>恐れ入りますが、虎澤会長、前の方へお願いします。</p>
<p>虎澤会長</p>	<p>【あいさつ】</p>
<p>小沢次長補佐</p>	<p>ありがとうございました。それでは、本間会長職務代理者は議長席へご移動していただき議事進行をお願いします。</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行い</p>

<p>議長（会長代理）</p>	<p>ます。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は24番 吉田浩委員、1番 首藤正男委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第59号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p> <p>議案第55号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第56号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第59号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、中央地区で3件、秋葉区で2件、南区で5件、西区で2件、西蒲区で7件の計19件です。</p> <p>次に議案第55号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で5件、中央地区で3件、南区で2件、西蒲区で2件の計12件です。</p> <p>次に議案第56号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が中央地区のみで1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は32件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

<p>議長（会長代理-）</p>	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>北区部会長</p>	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の5件は、去る1月29日に審査を行いました。</p> <p>議案第55号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書9ページ、10ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、屋外運動機能訓練場所等に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の隣接地で重度の障がい者や自閉症の方の生活支援をする社会福祉法人ですが、敷地内の施設を増設することにより不足する利用者の屋外運動機能訓練場所等にするため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「北2号」は、農地を売買によって取得し、露天飼料置場に転用するものです。</p> <p>転用者は、申請地の隣で飼料の製造等を行っていますが、既存の施設では手狭になったため、敷地拡張のため申請に至りました、農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>「北3号」は、農地に賃借権を設定し、現場事務所及び露天駐車場に一時転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の隣接地で農業用施設の新築工事を請負い、その工場の現場事務所及び駐車場が必要になったため申請に至りました。</p> <p>農地区分は、農振農用地ですが、一時転用であるため許可できるものです。</p> <p>申請地は、排水計画も整っていることから周辺農地に影響はありません。</p> <p>「北4号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場及び露天資材置場転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の近くで建材業を営んでいますが、事業拡大に伴い、既存の施設では手狭になったため申請に至りました。</p>

<p>議長（会長代理）</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>農地区分は第2種農地で、土地改良区除外地であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>「北5号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用するものです。</p> <p>転用者は現在の住居が手狭になったため、申請地を無償で借り受け、個人住宅にするため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請5件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の7件は、去る1月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第59号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」から「中3号」まで、いずれも、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第55号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、売買により、個人住宅敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、居住している共同住宅が手狭になり、申請にいたりしました。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中2号」も、売買により、個人住宅敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、居住している実家が手狭になり、近くに住宅を建築するため申請にいたりしました。</p> <p>農地区分は第2種農地です。</p> <p>「中3号」は、賃貸借権を設定し、露天資材置場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、本市発注の下水道工事を請け負い、申請にいたりまし</p>
--------------------------------	---

	<p>た。</p> <p>農地区分は、農用地ですが、一時的な使用のため例外的に許可できるものです。</p> <p>いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第56号事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、当初計画者が令和3年9月に転用許可を受けましたが、都合により事業実施できませんでした。この度承継者が個人住宅を建築することとなり申請にいたりしました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、第5条許可申請3件、事業計画変更承認申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。中央地区部会の報告は以上です。</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p>
<p>秋葉区部会長</p>	<p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の2件を、29日に審査いたしました。</p> <p>議案第59号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>秋1は親子間の贈与です。</p> <p>秋2は譲渡し人の規模縮小に伴う隣接耕作者への売買です。</p> <p>いずれの案件も区部会は問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議長（会長代理）</p> <p>南区部会長</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は7件で、去る1月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第59号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p>

<p>議 長（会長代理）</p> <p>西区部会長</p>	<p>議案書の4ページ5ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、譲受人が自宅裏の畑を利用し自家消費用の野菜を作るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南2号」は、新たに営農を始める譲受人が売買により農地の所有権を取得するものです。譲受人は取得した農地で水耕栽培により水草を栽培することとしました。栽培の知識も技術もあり継続して耕作することを調査委員会で確認しております。</p> <p>次の「南3号」は、譲受人が賃借している農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南4号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南5号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第55号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地に使用貸借権を設定し、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地で紙類の販売業を営んでいますが、事業の拡大に伴い従業員の駐車場が必要となり申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南2号」は、農地を売買により所有権を移転し、建売住宅等建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、建設業を営んでいますが、建売住宅1棟、注文住宅1棟を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>なお、5条許可申請「南1号」及び「南2号」は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p>
-------------------------------	--

<p>議長（会長代理）</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>1月29日に開催した西区部会での審査報告をいたします。 議案書の6ページをご覧ください。 議案第59号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。 「西1号及び2号」は、農地を売買によって取得するものです。 譲渡人の要望や譲受人の規模拡大のため、それぞれ所有権を移転するものです。 以上、農地法第3条許可申請2件については、いずれも問題ないと判断しました。 報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。 西蒲区部会の審査案件の9件は、去る1月29日に審査を行いました。 まず、議案第59号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。 議案書7ページをご覧ください。 「蒲1号」から「蒲4号」まで、いずれも、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。 8ページの「蒲5号」及び「蒲6号」は、譲渡人からの申し出により、それぞれ売買や贈与によって所有権移転するものです。 「蒲7号」は、営農型太陽光発電設備の設置で区分地上権を設定するものです。 次に、議案第55号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書13ページをご覧ください。 「蒲1号」は、使用貸借権を設定し、露天資材置場敷地に一時転用するものです。 転用者は、新潟市発注の道路改良工事施工に伴い、必要となることから申請に至りました。 「蒲2号」は、使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備設置敷地として、支柱部分を一時転用するものです。 以前まで管理していた事業主から事業承継を受けた耕作者と、このたびの転用者で改めて申請するものです。</p>
-------------------------------	---

<p>議 長（会長代理）</p>	<p>「蒲 1号」、「蒲 2号」の農地区分は、農用地区域内にある農地ですが、一時的な利用に供するものとして例外的に許可できるもので、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請7件、第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ 追加議案第59号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>それでは、追加議案第59号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>次に、議案書9ページ、議案第55号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問</p>

<p>議 長（会長代理）</p>	<p>は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書14ページ、議案第56号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第57号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、別冊2の議案第58号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第57号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊1と本日配布した差し替え資料をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。差し替え資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和6年1月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区67件、中央地区59件、秋葉区22件、南区27件、西区1件、西蒲区20件、合計で件数196件、面積1,311,015㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区3件、中央地区7件、秋葉区1件、南区3件、西区2件、西蒲区7件、合計で件数23件、面積138,339㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、中央地区2件、西蒲区2件、面積5,786㎡です。</p> <p>続いて2ページ、利用権の更新について、北区36件、中央地区32件、秋葉区57件、南区29件、西区10件、西蒲区1件、合計で件数165件、面積1,007,158㎡です。</p> <p>詳細につきましては、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定、所有権移転については、4ページから91ペー</p>

ジのとおりです。

次に、利用権の移転については92ページから100ページのとおりです。

続いて、農地中間管理事業関係についてです。101ページ、令和6年1月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区20件、中央地区44件、秋葉区56件、南区98件、西区82件、西蒲区40件、合計で件数340件、面積2,037,979㎡です。

詳細につきましては1枚めくっていただいて、104ページから173ページのとおりです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、174ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和6年2月14日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。

引き続き、議案第58号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。

資料の表紙をめくっていただきまして1ページから19ページのとおり、北区8件、中央地区7件、秋葉区5件、南区18件、西区20件、西蒲区30件について移転の申出がありました。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から1月10日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。

従いまして、20ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和6年3月29日

議	長（会長代理）	<p>からとなります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議	長（会長代理）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第57号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議	長（会長代理）	<p>それでは、別冊1の議案第57号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議	長（会長代理）	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
議	長（会長代理）	<p>次に、別冊2の議案第58号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議	長（会長代理）	<p>それでは、別冊2の議案第58号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議	長（会長代理）	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
議	長（会長代理）	<p>次に、本日の議事にありませんでしたが、当日提案の議題として、</p>

<p>管理係長</p>	<p>追加議案第60号 新潟市農地利用最適化推進委員の辞任について、を供します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>追加議案第60号新潟市農地利用最適化推進委員の辞任について、説明します。</p> <p>令和6年1月23日付けで秋葉区部会所属の狩谷久昭委員から、辞任願が提出されました。</p> <p>辞任の理由としては、一身上の都合により、農地利用最適化推進委員としての職責を十分に果たせなくなったとのことで願い出があったものです。</p> <p>委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条において、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されており、今回、農業委員会の議案として上程させていただいたものです。</p> <p>なお、農業委員会で狩谷委員の辞任の同意をいただいた場合、農地利用最適化推進委員が1名欠員することとなりますが、現任期が残すところ、1年2か月ほどで、また、他の委員より担当地区をお引き受けいただけるということで、秋葉区部会より報告を受けており、「欠員補充はしない」ということで進めさせていただきたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>追加議案第60号 新潟市農地利用最適化推進委員の辞任について、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、同意することに決定いたしました。</p>

<p>議 長（会長代理）</p> <p>議 長（会長代理） 15 : 19</p>	<p>以上で、議事として提案した案件について終了します。 次に、日程4のその他ですが、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和5年度1月定例総会を閉会いたします。</p>
---	---

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
